

■ 障がい者計画等策定の趣旨（内容は第五次のもの）

本市では、平成 12 年 3 月に第一次大野市障害者計画（大野市障害者福祉計画）を策定以後、見直しを行いながら、「障がいの有無に関わらず、ともに地域で活動し、普通の生活を営む社会づくり」を目指し、障害者基本法の理念「ノーマライゼーション※」と「リハビリテーション※」のもと、さまざまな施策を展開してきました。

国においては、「障害者権利条約」の批准に向け、障がい者制度の集中的な改革を推進するため、平成 23 年に「障害者基本法」を一部改正、平成 24 年には「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」として改正し、同年に「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律（障害者虐待防止法）」の制定、平成 25 年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定など、障がい福祉に関する法整備が進められました。

「障害者差別解消法」では、公共施設や公共機関のほか、通信、医療、教育などさまざまな分野での障がいのある人への差別の禁止、障がいのある人への合理的配慮の提供が義務付けされましたが、平成 25 年に改定され平成 28 年度から施行された「障害者の雇用の促進に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者雇用促進法）」では、雇用分野における障がいのある人への差別の禁止や障がいのある人に合理的配慮を提供する義務を事業主に課しています。

このほか、平成 25 年の「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（障害者優先調達推進法）」による、障がい者就労施設等からの優先的・積極的な物品・役務の調達の推進や、同年の「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）」の改正など、さまざまな分野で施策の見直しが行われてきました。

このように、障がい者を取り巻く環境が変化する中、本市の障がいのある人の状況や抱える課題を的確にとらえ、障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し、共に思いやり支え合う地域共生社会の実現を目指し、計画を策定するものです。

※ ノーマライゼーション

障がいのある人もない人も、高齢者も児童も、社会で生活する全ての人が、普通に生活できる社会こそが、本来の普通（ノーマル）の社会であるという考え方のことをいいます。また、そのような地域社会を創っていかうとする理念のことをいいます。

※ リハビリテーション

治療や訓練というような技術的なことだけでなく、障がいのある人がひとりの個人として住みなれた地域で普通に生活できるようにすることであり、その人が持っているすべての能力を最大限に活用して生活できるようにする総合的な取り組みです。

■ 計画の位置づけ

◇第六次障がい者計画は、障害者基本法（第 11 第 3 項）に基づく「市町村障害者計画」に位置づけられ、本市の障害者施策の基本となるものです。

◇第 8 期障がい福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（第 88 条）に基づく「市町村障害福祉計画」に、第 4 期障がい児福祉計画は、児童福祉法（第 33 条の 20）に基づく「市町村障害児福祉計画」にそれぞれ位置づけられ、第

六次大野市障がい者計画で示す施策を踏まえ、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する目標並びに指定障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み量、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項を示すことを目的に策定するものです。

■総合計画との関係

第六次大野市総合計画の基本構想の基本目標である「健幸で自分らしく暮らせるまち」を実現するための障がい者福祉に関する基本計画としての性格を持ちます。

■関連計画との位置づけ

◇国及び県それぞれが策定した関連の計画や、市が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。

＜障害者基本法＞（平成23年改正）

＜国＞
第5次障害者基本計画
（令和5年度～令和9年度）

＜県＞
第七次福井県障がい者福祉計画
（令和5年度～令和9年度）

＜地方自治法＞

第六次大野市総合計画
（令和3～12年度）
※前期 R3～7・後期 R8～12

第五次大野市地域福祉計画
（令和8～12年度）

第六次大野市障がい者計画（令和9～14年度）
第8期大野市障がい福祉計画（令和9～11年度）
第4期大野市障がい児福祉計画（令和9～11年度）
こども・若者計画（子ども・子育て支援事業計画）
越前おおの高齢者福祉計画・介護保険事業計画

・障害者基本法

第11条第3項（障害者基本計画等）

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

第 88 条 （市町村障害福祉計画）

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

（第 4 項～第 12 項省略）

■ 計画の期間

障がい者計画	令和 9 年度から令和 14 年度までの 6 ヶ年
障がい福祉計画	令和 9 年度から令和 11 年度までの 3 ヶ年
障がい児福祉計画	令和 9 年度から令和 11 年度までの 3 ヶ年

■ 計画における対象者

障害者基本法に定めるすべての障害者

＜障害者基本法＞ 第 2 条第 1 項

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

■ 基本理念（第五次計画）

誰もがお互いに人格と個性を尊重し、「結の心」で支え合う安全で安心なまち

■ 障がい者計画等で策定する事項

大野市障がい者計画 (令和9年3月制定予定)	福井県障がい者福祉計画 (令和5年3月制定)	障害者基本計画(国) (令和5年3月制定)
【総論】 ○基本理念(第五次計画内容) 誰もがお互いに人格と個性を尊重し、「結の心」で支え合う安全で安心なまち ○基本目標(第五次計画内容) ①障がいの有無によって分け隔てられることなく、共に支え合う地域共生社会の実現を目指します。 ②障がいのある人の地域移行、地域生活を支援します ③障がいのある人の社会活動を支援します ④保健・医療・福祉サービスの充実と各サービスの連携を図ります ⑤障がいのある子どもとその家庭への支援を充実します ⑥障がいのある人にやさしいまちづくりを推進します ○施策の方向 ○主な施策 ○計画期間 R9～R14	【総論】 ○基本理念 全ての県民が個性や人格を尊重し支え合いながら安心して暮らし、一人ひとりが輝ける共生社会の実現 ○基本目標 ①共に生きる社会の実現 ②自分らしく活躍し、生き生きと生活する ③障がい特性に応じて適切に支え合うための環境づくり ④安全・安心に暮らせるまちづくり ○重点施策 ○計画の推進 ○計画期間 R5～R9	【総論】 ○基本理念 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現 ○基本原則 地域社会における共生等 差別の禁止 国際的協調 ○各分野における障害者施策の基本的な方向 ①差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 ②安全・安心な生活環境の整備 ③情報アクセシビリティの向上及び意志疎通支援の充実 ④防災、防犯等の推進 ⑤行政等における配慮の充実 ⑥保健・医療の推進 ⑦自立した生活の支援・意志決定支援の推進 ⑧教育の振興 ⑨雇用・就業、経済的自立の支援 ⑩文化芸術活動・スポーツ等の振興 ⑪国際社会での協力・連携の推進 ○計画期間 R5～R9